

議第29号

滋賀県税条例の一部を改正する等の条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県税条例の一部を改正する等の条例

(滋賀県税条例の一部改正)

第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第70条第1項中「県が発行する証紙を貼つて」を「知事が指定する証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）で当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下この項および次項において同じ。）に相当する金額を表示した印影の押印を受けて、または当該環境性能割額に相当する現金を納付して」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「証紙の額面金額」を「環境性能割額」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「証紙の様式、」を削り、「証紙代金収納印」を「印影」に改め、同項を同条第3項とする。

第73条の10第4項中「県が発行する証紙をもつてその税金を払い込まなければならない」を「第73条の11の規定により提出する申告書に収納計器で当該種別割額に相当する金額を表示した印影の押印を受けて、または当該種別割額に相当する現金を納付してしなければならない」に改め、同項後段を削り、同条第5項を次のように改める。

5 知事は、前項の規定により種別割額に相当する現金の納付があつたときは、申告書に納税済印を押さなければならない。

第73条の10第6項中「証紙の様式、」を削り、「証紙代金収納印」を「印影」に改める。

第73条の14第2項および第3項中「県の発行する証紙を貼付し、または当該申告書に」を削り、「証紙代金収納印」を「第73条の10第4項に規定する印影」に、「受けること」を「受け、または当該種別割額に相当する現金を納付すること」に、「税金」を「種別割」に改める。

第142条の3第1項前段を次のように改める。

狩猟税を証紙徴収の方法によつて徴収する場合には、狩猟税の納税者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する申請書を提出する際に、当該狩猟税の額に相当する現金を納付しなければならない。

第142条の3第2項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定により狩猟税の額に相当する現金の納付があつたときは、同項の申請書に納税済印を押さなければならない。

第142条の3第3項中「証紙の様式その他」を「前2項に定めるもののほか、」に改める。
(滋賀県収入証紙特別会計条例の廃止)

第2条 滋賀県収入証紙特別会計条例（昭和39年滋賀県条例第23号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第2条および付則第3項の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 証紙徴収の方法により徴収される自動車税および狩猟税を納付しようとする者は、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間は、なお従前の例によりその税額を納付することができる。
- 3 滋賀県収入証紙特別会計の令和7年度の収入および支出ならびに決算に関しては、なお従前の例による。